

## 造園施工管理技士



### 資格種別

資格区分・認定者	国家資格（国土交通大臣）
根拠となる法令等	建設業法第 27 条 同施行令第 27 条の 3
所管省庁	国土交通省 都市・地域整備局 公園緑地課
資格制定	昭和 50 年

### 造園施工管理技士とは

#### 1級

■ 1 級造園施工管理技術検定は、建設業法第 27 条に基づき造園工事に従事する施工管理技術者の技術の向上、技術水準の確保を図ることを目的として同法第 27 条の 2 に基づく指定試験機関である財団法人全国建設研修センターが実施するものです。

■ 1 級造園施工管理技術検定は、学科試験と実地試験に分けて行われ、この学科試験に合格すれば実地試験の受験資格が得られ、この実地試験合格者は、所定の手続きを行うことによって、国土交通大臣から技術検定合格証明書が交付され、[1 級造園施工管理技士] と称することができます。

■ 1 級造園施工管理技士は、建設業法に定められた造園工事業の許可に際して営業所ごとに置かなければならない専任の技術者並びに工事現場ごとに置かなければならない主任技術者又（特定建設業）は監理技術者となることが認められています。

なお、1 級造園施工管理技術検定は受験種別（造園・鋼構造物塗装・薬液注入）を分けておりません。

## 2級

■ 2級造園施工管理技術検定は、建設業法第 27 条に基づき、造園工事に従事する施工管理技術者の技術の向上、技術水準の確保を図ることを目的として同法第 27 条の 2 に基づく指定試験機関である財団法人全国建設研修センターが実施するものです。

■ 平成 17 年 6 月 17 日付けで、建設業法施行令の一部を改正する政令（平成 17 年政令第 214 号）及び関係省令・告示が公布・施行されたことに伴い、平成 18 年度から 2 級技術検定の学科試験を、大学・短期大学・高等専門学校・高等学校等の指定学科の卒業見込者及び卒業者が実務経験を積む前に受験できることになりました。

学科試験に合格し、所定の実務経験を積んだ方は、実地試験を受験することができます。

実地試験に合格し、所定の手続きを行うことによって、国土交通大臣から技術検定合格証明書が交付され、「2 級造園施工管理技士」と称することができます。

なお、「2 級造園施工管理技士」は、建設業法に定められた一般建設業の許可要件である営業所における「専任技術者」及び工事現場における「主任技術者」となることが認められています。

### 許可制度

1 級 造 園 施 工 管 理 技 士	特定建設業のうち造園工事業（指定建設業）の専任の技術者	建設業法第 15 条第 2 号 建設省告示第 1317 号 (昭和 63.6.6)
	上記業種の建設工事における主任技術者および監理技術者	
1 級および 2 級 造 園 施 工 管 理 技 士	一般建設業のうち造園工事業の専任の技術者	建設業法第 7 条第 2 号 建設省告示第 352 号 (昭和 47.3.8)
	上記業種の建設工事における主任技術者	

### 対象者

- 公園工事 ●緑地工事 ●広場工事 ●墓園工事 ●住宅団地造園工事 ●道路緑化工事
- 遊園地造成工事 ●庭園工事 ●建築物附属園地造成工事

### 受験資格 1級

区分	学歴と資格	造園施工管理に関する実務経験年数	
		指定学科	指定学科以外
イ	大 学 専門学校の「高度専門士」	卒業後 3年以上の 実務経験を有する者	卒業後 4年6ヶ月以上の 実務経験を有する者
		1年以上の指導監督的実務経験を含む	
	短期大学 5年制高等専門学校 専門学校の「専門士」	卒業後 5年以上の 実務経験を有する者	卒業後 7年6ヶ月以上の 実務経験を有する者
		1年以上の指導監督的実務経験を含む	
高等学校 中等教育学校 専門学校の専門課程	卒業後 10年以上の 実務経験を有する者	卒業後 11年6ヶ月以上の 実務経験を有する者	
	1年以上の指導監督的実務経験を含む		
	その他(最終学歴を問わず)	15年以上の実務経験を有する者	

		1年以上の指導監督的実務経験を含む		
ロ	2級造園施工管理技術検定合格者（合格後の実務経験が5年以上の者）	合格後5年以上の実務経験を有する者		
		1年以上の指導監督的実務経験を含む		
	2級造園施工管理技術検定合格後、実務経験が5年未満の者	高等学校 中等教育学校 専修学校の 専門課程	卒業後 9年以上の 実務経験を有する者	卒業後 10年6ヶ月以上の 実務経験を有する者
		その他 (最終学歴を 問わず)	卒業後 14年以上の 実務経験を有する者	
		1年以上の指導監督的実務経験を含む		
ハ	技能検定合格者	10年以上の 実務経験を有する者		

### ■受験資格 2級

- 学科・実地試験受験者の受験資格は下記表に該当する者となります。
- 学科試験のみの受験者の受験資格は下記表によらず令和元年度中における年齢が17歳以上の者となります。

区分	学歴	実務経験年数	
		指定学科卒業後	指定学科以外卒業後
	大学 専門学校の「高度専門士」	1年以上	1年6ヶ月以上
	短期大学 高等専門学校 専門学校「専門士」	2年以上	3年以上
	高等学校 中等教育学校 専門学校（「高度専門士」 「専門士」を除く）	3年以上	4年6ヶ月以上
	その他	8年以上	
	職業能力開発促進法による1級又は2級「造園」の技能検定合格者	4年以上	
		ただし、1級「造園」の資格を取得した者、又は、平成15年度までに2級「造園」の資格を取得していた者は、実務経験年数の記載は不要です。	

### ■実務経験内容について

- 公園工事 ●緑地工事 ●広場工事 ●墓園工事 ●住宅団地造園工事 ●道路緑化工事
- 遊園地造成工事 ●庭園工事 ●建築物附属園地造成工事

### ■実務経験内容について

- 造園施工管理に関する実務経験として認められる主な造園工事種別と工事内容の組合せの例示

組合せの例示	
主な工事種別	主な工事内容（造園工事として実施されたもの）
公園工事	植栽工、移植工、地被工、花壇工、水景工（池・滝・流れ等）、景石工（石組・石積等）、園路広場工、休養施設工（四阿・パーゴラ等）、サービス施設工（ベンチ・テーブル等）、遊戯施設工、運動施設工、園地造成工（地ごしらえ工）等
緑地工事	植栽工、地被工、園路広場工、植栽基盤整備工 等
墓苑園地造園工事	植栽工、移植工、地被工 等
住宅団地造園工事	植栽工、移植工、地被工、花壇工、遊戯施設工、園路広場工 等
道路緑化(植栽)工事	植栽工、移植工、地被工、植栽基盤整備工 等
遊園地造園工事	植栽工、移植工、地被工、花壇工、遊戯施設工、園路広場工 等
庭園工事	植栽工、移植工、地被工、水景工（池・滝・流れ等）、景石工（石組・石積等）、園地造成工（地ごしらえ工）、植栽基盤整備工 等
建築物付属園地造園工事	植栽工、移植工、地被工、花壇工、園路広場工、植栽基盤整備工 等
屋上緑化工事	植栽工、移植工、地被工、花壇工、植栽基盤整備工 等

●造園施工管理に関する実務経験として認められない主な工事及び業務

造園施工管理に関する実務経験とは認められない主な工事
①土木一式工事及び建築一式工事等の工事（植栽工等の造園工事に係る内容は除く） ②道路工事、河川工事及び砂防工事等の法面保護工（コンクリートやモルタルの吹付工、法枠工、厚層基材吹付工等）等 ③道路・河川等の維持工事（植栽地等の維持等、造園工事に係る内容は除く）及び、それらに係る除草工事のみの工事 ④建築工事（便所・運動施設の建築物等） ⑤外構工事（ビル・マンション・個人住宅等の擁壁・フェンス・門扉・駐車場等の構造物が中心の工事）
造園施工管理に関する実務経験とは認められない主な業務
①工程管理、品質管理、安全管理等を含まない単純な労務作業等（単なる雑務のみの業務） ②調査、計画、設計（積算を含む）のための測量の業務（施工のための工事の測量は除く） ③工事現場の事務、営業の業務 ④着工前の設計者等による、設計（基本設計・実施設計・積算を含む）、計画、調査の業務 ⑤研究所、学校（大学院等）、訓練所等における研究、教育及び指導等の業務 ⑥アルバイトによる労務者としての経験

指導監督的実務経験の内容の作成

- 【指導監督的実務経験】とは、「実務経験」の中でも特に、現場代理人、主任技術者、施工監督、工事主任等の立場で、部下等に対して工事の技術面を総合的に指導・監督した経験をいいます。なお、この実務経験には受注者の立場における経験のほか、発注者側の現場監督技術者等として、総合的に指導・監督した経験も含まれます。

■詳細は試験実施団体ホームページをご覧ください。

■合格率はこちら

## ■試験スケジュール

### 1 級造園施工管理技士試験日程

学科試験：9月 合格発表日：10月  
 実地試験：12月 合格発表日：翌年3月

### 2 級造園施工管理技士試験日程

学科試験(前期)：6月 合格発表日：7月  
 学科試験(後期)：11月 合格発表日：翌年1月  
 実地試験：11月 合格発表日：翌年3月

## 経営事項審査

■経営事項審査とは、国、地方公共団体などが発注する公共工事を直接請け負おうとする場合には、必ず受けなければならない審査です。

■公共工事の各発注機関は、競争入札に参加しようとする建設業者についての資格審査を行うこととされています。この資格審査にあたっては、欠格要件に該当しないかを審査したうえで、「客観的事項」と「発注者別評価」の審査結果を点数化して順位・格付けが行われます。このうちの「客観的事項」にあたる審査が「経営事項審査」です。

### 経営事項審査制度における技術力の評価

■経営事項審査制度における技術力の評価において、施工管理技士などの1級資格者5点、2級資格者2点と技術職員数にカウントされるなど施工技術の指導的技術者として社会的に高い評価を受けることとなります。

■なお、「経営状況の分析」については、国土交通大臣が登録した経営状況分析機関が行っています。

## 経営事項審査の審査項目の改正 (登録基礎ぐい工事試験・登録解体工事試験を2点加点)



### 経緯

- 経営事項審査では、公共工事の元請としての技術力を適正に評価する観点から、「監理技術者」、「主任技術者」になりうる技術者数等を審査。評点は、資格で評価される技術力の内容等に応じて、5段階で評価し、主任技術者は1点又は2点
- 今般、主任技術者要件として新たに「登録解体工事試験」、「登録基礎ぐい工事試験」の合格者を位置付けるに当たり、それぞれの評点について検討

- 「登録解体工事試験」、「登録基礎ぐい工事試験」においては、一般知識や関係法令等の科目に加え、施工に当たっての技術上の管理に関する科目も課されており、合格後は実務経験を要さず主任技術者となることが可能
- このため、**経審上の評点として、2級技術者資格(2点)に位置付けるのが適当**であり、経営事項審査の告示を改正し措置することとする (中建審の審議事項)

### 【経営事項審査における技術職員評価の概要】

評点	技術職員区分	資格の例
監理技術者	6点 1級監理受講者	監理技術者資格者証を持つ1級国家資格者であり、監理技術者講習を受けている者
	5点 1級技術者	上記以外の1級国家資格者又は技術士
	3点 基幹技能者	登録基幹技能者講習の修了者
主任技術者	2点 2級技術者	2級国家資格者 1級技能士 等
	1点 その他技術者	実務経験を有する2級技能士 実務経験による主任技術者 等

○登録解体工事試験  
 ○登録基礎ぐい工事試験  
 合格者は、2級技術者として措置 (2点加点)

既存の2登録試験については、試験内容から、主任技術者となるには合格後に1年の実務経験を要し、1点として位置付け

別表（四）業種別技術職員コード表 1/3

コド	建設業の種類	建設業の種類																																		
		土	pc	建	大	左	と	法	石	屋	電	管	夕	鋼	橋	筋	舗	し	板	力	塗	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	消	清	解			
001	法第7条第2号 イ 該当（指定学科卒業＋実務経験）	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1		
002	法第7条第2号 ロ 該当（10年の実務経験）	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1		
003	法第15条第2号 ハ 該当（同号イと同等以上）	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1		
004	法第15条第2号 ハ 該当（同号ロと同等以上）	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1		
建設業法（技術検定）	111	1級建設機械施工技士	5	5			5	5						5																						
	11A	1級建設機械施工技士（附則第4条該当）	5	5			5	5						5																				5		
	212	2級建設機械施工技士（第1種～第6種）	2	2			2	2						2																						
	21B	2級建設機械施工技士（第1種～第6種）（附則第4条該当）	2	2			2	2						2																					2	
	113	1級土木施工管理技士	5	5			5	5	5				5	5	5			5													5			5		
	11C	1級土木施工管理技士（附則第4条該当）	5	5			5	5	5				5	5	5			5													5			5		
	214	2級土木施工管理技士	土木	2	2			2	2	2				2	2	2															2			2		
	21D		土木（附則第4条該当）	2	2			2	2	2				2	2	2															2			2		
	215		鋼構造物塗装																			2														
	216		薬液注入						2	2																										
	21C		薬液注入（附則第4条該当）						2	2																										2
	120	1級建築施工管理技士			5	5	5	5	5	5			5	5	5	5			5	5	5	5	5			5				5				5		
	12A	1級建築施工管理技士（附則第4条該当）			5	5	5	5	5	5			5	5	5	5			5	5	5	5	5			5				5				5		
	221	2級建築施工管理技士	建築	2																															2	
	222		躯体	2	2	2					2	2	2																						2	
	22B		躯体（附則第4条該当）	2	2	2					2	2	2																							2
	223		仕上げ	2	2			2	2												2	2	2	2			2				2					
	127	1級電気工事施工管理技士									5																									
	228	2級電気工事施工管理技士									2																									
	129	1級管工事施工管理技士										5																								
230	2級管工事施工管理技士										2																									
133	1級造園施工管理技士																															5				
234	2級造園施工管理技士																															2				
建築士法	137	1級建築士			5	5			5		5	5									5															
	238	2級建築士			2	2			2		2											2														
	239	木造建築士			2																															
技術士法	141	建設・総合技術監理（建設）	5	5			5	5		5				5	5													5						5		
	14A	建設・総合技術監理（建設）（附則第4条該当）	5	5			5	5		5				5	5													5						5		
	14.2	建設「鋼構造及びコンクリート」・総合技術監理（建設「鋼構造及びコンクリート」）	5	5			5	5		5			5	5	5													5						5		
	14B	建設「鋼構造及びコンクリート」・総合技術監理（建設「鋼構造及びコンクリート」）（附則第4条該当）	5	5			5	5		5			5	5	5													5						5		
	14.3	農業「農業土木」・総合技術監理（農業「農業土木」）	5	5			5	5																												
	14C	農業「農業土木」・総合技術監理（農業「農業土木」）（附則第4条該当）	5	5			5	5																										5		
	14.4	電気電子・総合技術監理（電気電子）									5																					5				
	14.5	機械・総合技術監理（機械）																							5											
	14.6	機械「流体工学」又は「熱工学」・総合技術監理（機械「流体工学」又は「熱工学」）										5													5											
	14.7	上下水道・総合技術監理（上下水道）											5																				5			
	14.8	上下水道「上水道及び工業用水道」・総合技術監理（上下水道「上水道及び工業用水道」）											5																5			5				
	14.9	水産「水産土木」・総合技術監理（水産「水産土木」）	5	5			5	5													5															
	14D	水産「水産土木」・総合技術監理（水産「水産土木」）（附則第4条該当）	5	5			5	5													5													5		
	150	森林「林業」・総合技術監理（森林「林業」）																															5			
	151	森林「森林土木」・総合技術監理（森林「森林土木」）	5	5			5	5																								5				
15A	森林「森林土木」・総合技術監理（森林「森林土木」）（附則第4条該当）	5	5			5	5																							5			5			
15.2	衛生工学・総合技術監理（衛生工学）										5																									
15.3	衛生工学「水質管理」・総合技術監理（衛生工学「水質管理」）											5																					5			
15.4	衛生工学「廃棄物管理」・総合技術監理（衛生工学「廃棄物管理」）											5																					5	5		
電気工事士法	15.5	第1種電気工事士										2																								
	25.6	第2種電気工事士【3年】										1																								
電気事業法	25.8	電気主任技術者（第1種～第3種）【5年】										1																								
電気通信事業法	25.9	電気通信主任技術者【5年】																															1			
水道法	26.5	給水装置工事主任技術者【1年】										1																								
消防法	16.8	甲種消防設備士																															2			
	16.9	乙種消防設備士																															2			



